

第 34 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
* 新・先端設備等導入計画
- 3 Tax Information
* 電帳法
電子取引データの保存
- 4 Point 解説!
* インボイス制度 支援措置
- 5 東京事務所 Walk



ご挨拶 新年度を迎えて

春の日差しが日々輝きを増して、4月にも拘わらず早くも夏日となる日がありますが、皆様ご健勝のこととお慶び申し上げます。
コロナ感染症もだいぶ鎮静化しており、一部では第9波との話も出ていますが、この5月からは第5類に移行され、季節性インフルエンザなどと同じ扱いになるようです。それでもまだ発熱などの症状を訴える方もいらっしゃるようですが、人類滅亡の危機は脱したようで日常が戻りつつあります。
海外からの観光客も次第に増えてきており、新幹線には大きなトランクを持った外国人がたくさん乗車されていました。先日のラジオ放送では京都駅の乗客の8割は海外の方だったとのこと。
久々のマスクなしの生活に戻るにはまだ多少の抵抗はあるものの、皆様の豊かな表情を拝見できるのは大変嬉しく思います。ようやく戻ってきた日常をしっかりと噛みしめながら業務に励んで参りたいと思います。
何卒宜しく願いいたします。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

令和5年度改正

What's New 「新・先端設備等導入計画」 固定資産税の特例措置

市区町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けた償却資産に対する固定資産税の減免措置について、令和5年4月以降新たな制度が始まっています。

基本的な仕組みは同じですが、①メーカー等を経由して取得する「工業会の証明書」が必要なくなったこと②一定の賃上げ表明を証明する書類の添付により軽減割合や期間が拡充したことが主な変更点です。

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入計画について *令和5年4月 経済産業省 中小企業庁より

対象企業	資本金1億円以下の法人又は従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、 先端設備等導入計画の認定を受けた者 （大企業の子会社等を除く）。
対象設備 (※1)	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※2）（60万円以上） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入計画の認定を受けた後に取得したもの ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと </div>
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減。 賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り課税標準を1/3に軽減。 ・ 令和6年3月31日までに取得した設備：5年間 ・ 令和7年3月31日までに取得した設備：4年間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 固定資産税 税率 1.4% </div>

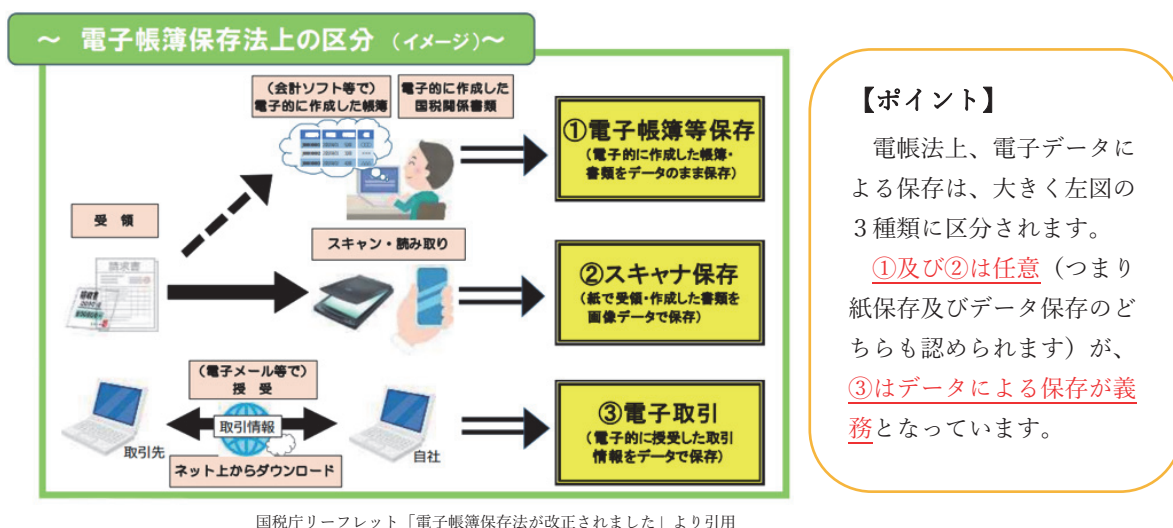
※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

電帳法 ～電子取引データの保存～

令和3年度の税制改正において、電子帳簿保存法（以下「電帳法」といいます。）の改正が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しがなされました。これにより、電子取引で授受した請求書等については、電帳法の要件を満たした上でデータ保存することが義務付けられています（但し、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、従来どおり紙出力による保存が容認されています。）。この電子取引データの保存については、令和5年度の税制改正において新たに見直しが行われました。そこで今回は、この「電子取引データの保存義務化」に係る現状の留意点等について解説します。

1 電帳法の概要

電帳法とは、「税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とすること（下図の①及び②）及び取引に関する書類に通常記載される情報（取引情報）を含む電子データをやり取りした場合の、当該データに関する保存義務やその保存方法（下図の③）について定めた法律」のことであります。



2 電子取引データの保存義務

メールやインターネットを介して行う電子取引（上図の③）については、請求書・領収書・契約書・見積書などの電子データを送付・受領した場合、その電子データを一定の要件を満たした形で保存しなければなりません。これは、申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務があるすべての方が対象となります。

例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書等のやり取りをした場合や、WEB上で行った備品等の購入に関する領収書等がサイト上でのみ表示される場合には、それをデータとして保存しておく必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

3 一定の要件とは

電子取引データの保存に当たって満たさなければならない一定の要件とは次表のとおりです。

簡単に言うと、「税務調査等の際に調査官等が求めるデータを速やかに提示・提出できるようにしておいて下さい」ということです。もちろんデータ改ざんなどしないということが大前提です。

保存要件	内 容
① 改ざん防止のための措置をとる	「タイムスタンプの付与」、「訂正・削除ができない又は履歴が残るシステムの使用」、「訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定める」等のうち、いずれか一つを満たす
② 検索機能を確保する	保存データを「日付・金額・取引先」で検索できるようにしておく
③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける	システムの概要書等を備え付けた上、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておく

4 令和5年度税制改正による新たな措置

現在適用されている「紙出力保存を容認する」という措置は、令和5年12月31日をもって廃止されます。それに代わり、令和5年度の税制改正においては新たな措置が設けられることになりました。令和6年1月1日以降については、「検索要件等を満たした上で電子データを保存する」ことを原則としつつ、下表に該当する対象者には猶予措置が適用されます。

適用対象者	猶予の内容
その判定期間（個人事業者については前々年の1月1日から12月31日まで、法人については前々事業年度）の売上高が 5,000万円以下 （現行は1,000万円以下）で、税務調査等の際に、調査官等の電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている保存義務者	検索要件の確保は不要 （他の要件は必要）
税務調査等の際に、調査官等の電磁的記録のダウンロードの求めに応じ、かつ、その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者	検索要件の確保は不要 （他の要件は必要）
電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、保存要件に従って保存することができなかったことについて、「 相当の理由 」があると税務署長が認め、かつ、税務調査等の際に、調査官等の電磁的記録のダウンロードの求め及びその電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者	全ての保存要件が不要

ここで注意が必要なのは、令和5年度改正による措置が、これまでの「電子取引データの紙出力保存を容認する」という措置ではなく、一定の保存要件を満たせない状態であっても、「その電子取引データを保存した上で紙出力保存ができる」という措置であるということです。したがって、**あくまでもデータでの保存は必要**となりますので、紙出力して保存したからといってデータを削除することのないようご注意ください。

なお、「税務署長が認める『相当の理由』とは、どの程度まで認められるのか」については、今のところ明らかにされていません。これについては、今後、国税庁から公表される一問一答などの内容を精査する必要があると思われます。

Point 解説！

～インボイス制度～ 支援措置があるって本当！？

いよいよ今年の10月から始まるインボイス制度。どんな制度なのか、どのような影響があるのか、まだまだ不明点や不安がある方も多いのではないのでしょうか。インボイス制度は導入に向け税負担や事務負担を軽減するため税制改正が行われています。今回はそのいくつかをご紹介します。



○少額取引はインボイスが不要です！（中小事業者向け）

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになりました。

また、1万円未満の値引きや返品等について返還インボイスを交付する必要がなくなりました。振込手数料分を値引処理する場合も対象となります。

○納税額が売上税額の2割に軽減されます（小規模事業者向け）※

免税事業者から適格請求書発行事業者になった場合、売上税額の2割を納税額とすることができます。消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、売上・収入を把握するだけで簡単に申告書が作成できます。事前の届出も不要です。

※インボイス発行事業者の登録をしなければ課税事業者にならなかった者向け

○会計ソフトに補助金（中小事業者向け）

IT導入補助金について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました。

→補助対象：ソフトウェア購入費、クラウド利用費、PC・タブレット等、レジ・券売機等

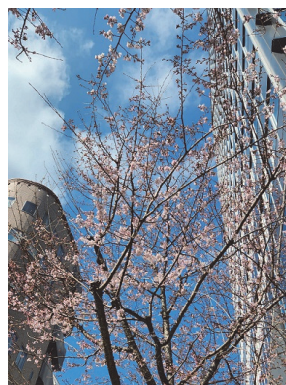
参考：財務省「令和5年度改正におけるインボイス制度の改正について」

*いずれの支援措置にも対象者、対象となる期間等が設けられています。

詳細は、財務省ホームページをご参照ください。https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

東京事務所 Walk

東京事務所は東京都千代田区のJR神田駅から徒歩3分。東京駅からでも徒歩10分程度のオフィスビル街にあります。商売繁昌・社運隆昌でも知られる「神田明神」も近く、毎年新年の参拝は欠かしません。神田祭も盛大に開催されます。



そんな好立地にある神田は最近再開発が進み、駅も新しくなり、歴史と新しさが交差する街となっています。ぜひ、お近くにお越しの際はお立ち寄りください。

←東京事務所近くの桜の木。
オフィス街の癒しスポットです。
今年は確定申告の時期にきれいな花を咲かせました



～～独り言～～

履歴書、答案、論文、、、様々な文書がAIによって生成される。学生たちはこのAIの技術を『確認のため』と言い、間違いを未然に防ぐための手段と主張する。履歴書に書かれた将来の夢、志望動機や入社後の目標などもAIによって生成される。

コピペ（コピー&ペースト）が横行し、学术论文にでさえコピペされた文書が使われ社会問題にもなった。パソコンでピットドラッグ&ドロップ。瞬時に体裁が整った文書は一見非の打ち所がないものに見える。ただし、最近ではコピペを見抜くソフトも発達してきており、やたらに使うとバレてしまうらしい。

先日、岸田総理が国会答弁の原稿をチャットGPTにお願いする、と発言した事に驚きを隠せない。失言はなくなるだろうが、政策をAIが決めるのであれば、政党なんかいらぬ、いや、国会議員も要らぬ。

チャットGPTの『独り言』も聞いてみたいな（笑）

文責：野呂伸一郎

ARKNET

税理士法人アーケネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-11-24 フォルテ5A
(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591